

奈良県立医科大学教授会規程

平成19年4月11日 制定
最終改正 平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学学則（平成19年4月1日）第36条の規定に基づき、教授会の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、副学長、医学部長及び専任教授（以下「教授会員」という。）をもって組織する。

(会議)

第3条 教授会は、医学部長が招集する。

- 2 教授会員の4分の1以上の者から付議すべき事項を示して会議の開催の要求があつたときは、医学部長は、教授会を招集しなければならない。

(公示)

第4条 医学部長は、教授会の開催の日時、場所及び付議事項を教授会開催の日の3日前までに公示しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(定足数)

第5条 教授会は、次の各号の一に該当する者を除く教授会員の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、他の規程に特別の定めがある場合は、当該規程によるものとする。

- 一 海外出張中の者
- 二 国内留学中の者
- 三 長期疾病者（1箇月以上の病気休暇願を提出している者）

(議長)

第6条 教授会の議長の職務は、医学部長が行う。

- 2 医学部長に事故ある時は、あらかじめ医学部長の指名した教授会員がその職務を行う。

(審議事項)

第7条 教授会は、次の各号に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事
- 二 学位の授与に関する事
- 三 その他次に掲げる教育研究に関する重要な事項
 - イ 授業科目編成に関する事。
 - ロ 学部の専修生、博士研究員、科目等履修生等の受入に関する事。
 - ハ 学生の福利厚生に関する事。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の

求めに応じ、意見を述べるができるものとする。

(学科教授会議)

第8条 教授会は、前条に掲げる審議事項のうち、各学科固有の事項及び各学科の運営に必要なことを審議するため、学科教授会議を置く。

- 2 学科教授会議の審議結果は教授会の審議結果とすることができる。
- 3 学科教授会議については、学長が別に定める。

(委員会)

第9条 教授会に特定の事項を審議するため委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、教育研究審議会の審議に基づき、学長が任命する。

(教授会員以外の者の出席)

第10条 公立大学法人奈良県立医科大学の役員（監事を除く。）（以下「役員」という。）は、教授会に出席し、意見を述べるができる。

- 2 医学部長は、必要があると認めたときは、教授会の承認を得て、教授会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 医学部長は、必要な事務職員を会議に出席させ、議事事項の説明を行わせ、また、議事運営上の事務を処理させることができる。

-

(議事録)

第11条 教授会の議事録は、教育支援課が作成し、保管する。

- 2 教授会が定めた教授会員は、議事録を確認し、署名しなければならない。
- 3 役員、教職員及び学生は、所定の手続きを経て議事録を閲覧することができる。

(改正)

第12条 この規程の改廃は、教育研究審議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附則（平成19年4月11日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年12月19日）

この規程は、平成19年12月19日から施行する。

附則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月4日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月31日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。